

平成25年度第2回宮城県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成25年11月26日(火) 午後3時00分から

2 会 場 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 星 尚文, 青木 タマキ, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎,
吉岡 弘宗, 小野寺 靖子, 千葉 雅保, 遠藤 仁, 阿部 春美,
菅原 道悦

(委員14人中11人出席)

(2) 欠席委員 鈴木 一樹, 三輪 哲, 徳永 恵子

4 議題

(1) 調査審議事項について

①高等学校通信制課程設置について(仙台白百合学園高等学校)

②学校法人の設立について((仮称)仙都学園)

③専修学校の設置について((仮称)専門学校東北動物看護学院)

④各種学校の収容定員の変更について(大崎市医師会附属高等看護学校)

⑤幼稚園の設置について((仮称)第二たんぽぽ幼稚園)

⑥幼稚園の収容定員の変更について(みやの森幼稚園)

⑦幼稚園の収容定員の変更について(なとり幼稚園)

(2) その他

5 会議の概要

事務局から審議会運営規定により会議が有効に成立している旨, 報告があった。

松良議長が審議会運営規定により議長となった。

議長は, 議事録署名人として千葉委員と遠藤委員を指名した。

(1) 調査審議事項について

①高等学校通信制課程設置について(仙台白百合学園高等学校)

事務局から、資料により説明を行った。

(星小中高部会長)

この件につきましては、平成25年10月31日に開催されました部会で調査審議した結果本件の計画を了承したことを報告いたします。

本審議会として了承される。

②学校法人の設立について（(仮称)仙都学園）

③専修学校の設置について（(仮称)専門学校東北動物看護学院）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部会長)

この件につきましては、平成25年8月9日に開催されました部会で調査審議しました結果、本件の計画を了承したことを報告いたします。

(佐藤委員)

評議委員予定者の区分について、①は法人職員の中から選任、③が学識経験者から選任とあり、③の評議員になかに法人職員や学校の教職員の方が入っているようですが、学識経験者というのは、あくまでも部外といいますか法人外の方を指すのであって、雇用関係がある方が学識経験者として登録されているのはどうなのでしょう。

(事務局)

3号評議員に関しまして、茂木姓の方が多くなっておりますが、こちらの評議委員予定者の茂木姓の5人は親族関係でございます。役員につきましては、私立学校法によって、外部の人材を1人以上選定するように規定がありますが、評議員につきましては、法による規定がございませんので、法に抵触はしておりません。ただし評議員の機能強化という面では、法人の上に多様な意見を反映させるためにも外部性というのを高める必要があります。文部科学省でも評議委員の同族については3分の1以内とするなどの措置を講ずる必要があるとしているところです。

(委員)

親族も法律上規定はないけれども、できるだけ3分の1以内と指導があるのですか。

(事務局)

文部科学省で、評議員の同族について3分の1以内にするのも一つの手段であるというような説明がございます。

(吉岡委員)

同族について3分の1以内となるように申請者に検討してもらおうということはないのでしょうか。部会に通ったとはいえ、慎重に判断しなくてはならないことであり、再度検討してもらおうということがあってもいいのかなと思います。

(事務局)

こちらにつきましては今のところ規定が入っておりませんので、委員がお話のとおり評議委員に外部委員をいれたほうが良いということであれば、そのように指導をしたいと考えております。

本審議会として、了承される。

④各種学校の収容定員の変更について（大崎市医師会附属高等看護学校）

事務局から、資料により説明があった。

(千葉幼専各部会長)

この件につきましては、平成25年8月9日に開催されました部会で調査審議した結果、この計画を了承したことを報告いたします。

(松良議長)

希望者を全員入学させていないという実態があるのでしょうか。

(事務局)

近年の受験者数につきまして、学校から報告がございまして平成25年ですと、定員30人のところに45人の方が受験しました。例年約1.5倍から2倍程度の受験倍率になっているようです。

本審議会として、了承される。

⑤幼稚園の設置について（(仮称)第二たんぼ幼稚園）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部会長)

本件につきまして、平成25年8月9日に開催されました部会で調査審議した結果、本計画は了承されましたことを報告いたします。

(吉岡委員)

町と学校法人が覚書を書いたとありましたが、覚書の中身は具体的にどのようなものですか。耐震工事を行うといったようなことが覚書にあるのかどうか教えていただきたい。それから他の児童館はどのような処遇になっているのか。覚書には他の児童館をフォローするようなことがなかったのか。それからもう一点、学級編成についてですが、年中年長それぞれ30人ずつというのはこの地域のニーズなのでしょうが、実際に入園の申込は取ったのですよね。入園希望者がどのくらいいたのでしょうか。

(事務局)

吉岡委員からご質問のありました覚書の内容についてご説明をさせていただきます。覚書につきましては、平成25年3月21日に柴田町長と学校法人柴田学園の理事長の間で締結されております。内容としましては、町がもともと所有しております柴田児童館の土地建物こちらにつきまして柴田学園に対し無償で貸与するということが規定されております。それから土地建物の貸付期間ということで、柴田町のほうで貸付期間を定めておまして、10年と定めております。ただし、貸付期間は協議により更新することができるとしております。また柴田児童館に設置しておりました備品などは柴田学園に無償で譲渡する、その他改築に関する費用につきましても町と柴田学園一切の費用は柴田町のほうで持つといったものが覚書のほうに規定されております。それから他の児童館についてですが、両児童館とも学童児童館に切り替えることになっております。この児童館の廃止につきまして、柴田町内にございますたんぼぼ、浄心、熊野の3幼稚園が柴田町で協議しました結果、廃止後の対象児童の入園につきましては、私立幼稚園に協力していただきたいとのことで、幼稚園も協力するという了承を得ている状況です。

第二たんぼぼ幼稚園の入園予定者ですが、柴田町と第二たんぼぼ幼稚園に入園予定者を確認しております。11月21日現在ですが、34人入園の予定となっております。内訳としましては、4歳児クラスに17人、5歳児クラスに17人の合計34人となっております。現在たんぼぼ幼稚園は定員を超過している状況でしたが、そちらのほうから15人程第二たんぼぼ幼稚園に移ることになりまして、たんぼぼ幼稚園本園のほうは、来年度はほぼ現在超過している分は解消されます。浄心と熊野幼稚園、特に浄心幼稚園のほうは、定員超過の状況ですが、すでに浄心幼稚園に入られたお子さんにつきましては、転園せずに5歳児のクラスに残りたいという保護者のご意見が多かったということで、3歳児4歳児のお子さんで浄心幼稚園からの転園は思ったほど少なかったというように柴田町では話しております。

(吉岡委員)

無償貸与の部分ですが、延長はありますというお話ですが、10年過ぎてもまた無償ですか。

(事務局)

覚書の期間は10年で貸付期間は協議により更新することができるとなっておりますので、そこから先のことについては申しあげることにはできませんが、ただ柴田町の担当者からは、柴田学園に幼稚園の運営を引き受けていただくということで、町としてもいろいろ支援をしたいというお話を伺っておりますので、今後10年後も支援をしていただきながら、幼稚園の運営に柴田町も協力していただければいいのではないかと思います。

(松良議長)

建物の建て替えをする際はどのような扱いとなるのでしょうか。

(事務局)

覚書に建物の土台ですとか大規模修繕、及び増築に関する費用につきましては、町と柴田学園の協議の上決定するものとするというように締結されておりますので、そういったことになった場合には町と柴田学園で協議して決定していただくようになるかと思えます。

本審議会として、了承される。

⑥幼稚園の収容定員の変更について（みやの森幼稚園）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部長)

本件につきましては、平成25年8月9日に開催されました部会で調査審議しました結果、本計画は了承されましたことを御報告いたします。

(吉岡委員)

まず資料の39ページを見ると変更前と変更後を比べたときに収容定員を除くと他に何も変わってないですね。収容定員だけが260人から480人になっています。負債の保有率を下げるために、園舎を増築したということなのでしょう。実際どのような条件が整えば収容定員の変更申請を行えるのか、負債率が下がれば、審議は通るということになってしまうと負債率を下げるために、保育室を増築ありきの申請が増えるのではないのでしょうか。法に触れているわけではないと思うのですがそれでよいのでしょうか。

もう一点、39ページを見ると、職員の構成は従前の構成で記載していると思うのですが、教諭が23人に対して、その他の職員、おそらくドライバーさんが10人ですか。40ページを見ると、入園者数の推移がハーモニータウンからの推移の比率が高くなっているかもしれないですが、194人に対して、ハーモニータウンからが54人。残り140人はどこからきているのでしょうか。スクールバスで来ているのではないのでしょうか。バスを使えば広域的に園児を集められるという考え方は本当に子どもの健康管理を考えているのでしょうか。

また、480人のクラス編成をとるときに、4歳児クラスが180人、30人の6学級となっています。これが年長になるとなぜ175人に減るのですか。また、3歳児クラスは30人の4学級で文部科学省の示すクラスの定員は35人が上限ですから法令上問題があるわけではないですが、どうなのでしょう。負債率を上げるために先ほど私は定員超過で増設したのではないかと話しましたが、そういったことはないのですか。

(事務局)

ただいまの吉岡委員の質問についてお答えいたします。まずこちらに書かれております財政

状況の数字につきましては、法人のほうの監査をとった計算書類をもとにだしている数字でございますので、私どもといたしましては、こちらの数字が正しいという前提で審査させていただいております。それから、ハーモニータウンから入ってきている人数は54人ということでどの地区からの園児さんかというご質問ですが、平成25年5月1日現在の人数で申し上げますと、みやの森幼稚園450人のうち、大和町内に住んでいる園児は258人、在籍園児数からみますと57.3%、半数以上が大和町内に住んでいる園児さんです。他の市町村からが192人となっており、こちらにつきましては、富谷町の園児さんが非常に多く、164人が富谷町に住んでいるお子さんです。ちなみにバスの台数になりますが、スクールバスは8台で運行されておりまして、運転手10名が雇用されているという状況になります。来年度の園児さんの見込みについてですが、幼稚園に確認しましたところ、まだ収容定員増員の変更認可はしておりませんが、それを前提とした上で希望者等を確認したところ現在は480人で新収容定員を満たす入園希望者数がいらっしゃるようです。こういったハーモニータウンの影響による園児数の増加についてどのように捉えているか大和町の担当者に確認しましたところ、町としましても平成27年4月を目安に保育所をオープンする見込みであるということでした。ちなみに大和町では、公立の幼稚園を設置しておりません。大和町は保育所のみでして、保育所は現在3カ所、公立1カ所、私立2カ所となっております。また、平成27年4月に保育所が1カ所オープンする見込みです。町内の保育所の不足を受けまして、預かり保育などを実施している私立幼稚園に園児を入園させているケースが見受けられるということで、保育所を希望しているお子さんが私立幼稚園に通っている可能性もあると思われまます。同じくハーモニータウン近辺にある幼稚園の状況ですが、いずれもハーモニータウンの影響を受けまして、こちらも定員を超過しており、園児数が増えている状況です。町としましては、公立幼稚園がないということもございまして、私立幼稚園で定員増を行って引き受けていただくことはありがたいというようなお話を伺っております。

(吉岡委員)

負債率が下がる時期に定員の変更申請を行うという話に受け止めているのですが、もう少しきめ細かな取り決め事項がないといけないと思います。ひより台幼稚園はどのくらい定員を超過しているのですか。定員の増員は行わなくていいのですか。他の幼稚園が定員の見直しをしないまま、みやの森幼稚園のみが定員の見直しをするということが不自然であるように思います。

(事務局)

負債の考え方なのですが、平成25年3月31日現在の貸借対照表における資産総額に対して長期の借入金があるかということで、判断をさせていただいております。みやの森幼稚園の長期借入金が資産総額に対して3分の1以内なので審査基準を満たすこととなります。学校法人の寄附行為認可に関する基準で定められておりますので、これはどの幼稚園に対しても同じ基準で、審査のときに基準を満たしているかということ審査基準に則っておりますので、こちらといたしましては提出いただいた計算書類に基づいて判断をさせていただきます。そのことから、申請時期のタイミング等につきましては、こちらで判断できるようなものではないと思われまます。ひより台幼稚園ともみじが丘幼稚園の定員超過ということでは

が、ひより台幼稚園につきましては、収容定員245人に対して、在籍者280人となっております。もみじが丘幼稚園につきましては、収容定員が150人に対して、在籍者が169人となっております。他の幼稚園の収容定員についてですが、収容定員を増員していただく際には、先ほど申し上げました財政状況に加えまして、園児を受け入れる施設が整っているかという面も審査していかなければならないと思います。こちらの幼稚園は申請等まだ上がってきていませんが、もし申請するとなれば、園舎等の状況はどうか、また今後の見込み等も含めて検討していただくような形にはなろうと思います。現在のところでは、そういったご相談等は受けておりません。先ほど、吉岡委員のほうからご質問のありました、学級数に対するの考え方なのですが、表に記載しております人数はあくまで目安でございまして、実際在籍園児もいらっしゃいますので、総園児数がこの人数になるわけではございません。あくまで学級数と最大の収容人数としての目安ですので、途中4歳児の人数が減りますが、人数が減るというわけではなくて、あくまで見込みとして入れている数字なので、実態に応じて人数等はかわります。単純に30人×6とした場合180人ですが、それが年長児に175人になるのは減るというわけではなくて、単純に1学級あたり5歳児であれば35人にすれば175人というあくまで目安とお考えください。以上です。

(吉岡委員)

ひより台幼稚園、もみじが丘幼稚園については、県の実態調査で定員を超えて収容している保育室があるという実態をつかんでいるのだと思います。そうでなければ、1クラスに45人入れるような編成になってしまうと思います。昔のように定員とクラス数が一致しないのはわかりますが、定員160人に対して180人を入れて収容可能な組み合わせはあると思いますよ。でも200人は収容できませんよね。クラス数と収容定員が、2つの幼稚園でオーバーしているわけではないのですか。

クラス数が固定された状態で、園児数だけが増えていくことがあるのですか。

(事務局)

まずみやの森幼稚園の例で申し上げますと、現在幼稚園の一学級あたりの人数は、35人と定められており、みやの森幼稚園では15学級ございますが、すべて35人以下の編成となっております。今お話がありましたひより台幼稚園ともみじが丘幼稚園の学級編成は本日資料を持ってきておりませんので、何学級設置しているか、35人を超過している学級はあるかどうかは今はっきりとしたことは申し上げられません。

ただし、私どもは5月に私立学校実態運営調査をさせていただいておりまして、人数を35人以上超過している幼稚園につきましては、35人以上は認められないということで指導をさせていただいておりますし、今の時期ですと各幼稚園をまわりまして、監査をさせていただいており、そこでも35人以上にならないようお願いいたしますということで話はさせていただいております。以上でございます。

(松良議長)

高等学校ならばこれまでの定数管理が適切に行われていないので、申請を見送るということになるのですが、幼稚園は基準が違うので通るということになるのですね。

(千葉課長)

幼稚園の定数については、平成27年度から子ども・子育て支援新制度についての市町村の事業計画を立てるときに、認可定員でやるべきかあるいは現在の利用人数でやるべきか大変な問題になっています。国の会議もどっちつかずの状態になっていまして、宮城県に限らず全国的に幼稚園の場合は、認可定員と利用人数が一致しないというような状況が続いております。どうしても認可した以上定員を減らす、もしくは入園をさせてはだめだと指導を行う権限もないということもございまして、あくまでも設置側の意志を尊重してやっているということではございます。

ただし、我々も認可定員を守ってくださいということを実態調査でも現地調査のほうでもよく言っておりますし、当然1クラス35人を越えるクラスがある幼稚園についても強く指導しているわけですが、引き続きそのようにさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお祈りします。

本審議会として、了承される。

⑦幼稚園の収容定員の変更について（なとり幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

(千葉幼専各部長)

本件につきましては、平成25年8月9日に開催されました部会で調査審議した結果、本計画は了承されましたことを、ご報告いたします。

(吉岡委員)

定員についてですが、30人の3年分90人、計算的には分かるのですが、幼保連携型の宮城県の子育て支援課の認可の情報をみると、280人の定員があって30人を保育園児、保育に欠ける子にあてるという情報がしっかり入っていたと思うのですが。子育て支援課では30人プラス250人になって、私学文書課だと280人プラス120人という数字が出てくるというのが私は不思議ですね。幼保連携になって、なんで定員を3年分増やさなくてはならないのかという部分がわからない部分です。

それと満3歳のクラスは20人を想定しているのですよね。ところが保育園の2歳児の実員数を見ると24人ですね。来年度の満3歳児は20人を超える計算になりますがそれでいいのですか。

4歳児は30人×5学級の定員になっていますよね。そのうち1クラスが幼保のつながりが入ってくるという解釈になるわけですか。それも不思議だなと思うのですが。幼保連携型の定員の考え方というのは、広域をどうするかという部分もまだ決まってないし、宮城県ではどのように考えているのですか。子育て支援課で考えている幼保連携型の定員の考え方と私立学校審議会に出てくる定員の考え方が私は異なっているように思うのです。さらに、幼保連携型になった場合には、認可の部分が仙台の幼稚園については仙台市に移るといった情報が流れていま

すが、仙台市以外は全部県で審議するのですよね。そうなった場合に幼保連携型の定員の考え方というのは、しっかりと作っておかないといけないと思うのですが。幼保連携型は県の考え方が見えない部分が多いと感じますが、何か決まっていることはあるのですか。

(事務局)

なとり幼稚園の定員の考え方について、ご説明をさせていただきます。現在なとり幼稚園ですが、幼保連携型認定こども園の認定を受けているとお話いたしました。現在の基準では幼稚園と保育園それぞれの基準を満たしているということが幼保連携型認定こども園の認定の条件となっております。なとり幼稚園についてですが、280人の定員ということで、こちらは子育て支援課のほうに考え方を確認しました。いわゆる保育園の園児さんが上がってきたときの人数が入れる状態にしているのか確認しなくてよいのかということを確認しましたら、現在の基準では、それぞれの定員について幼稚園としての認可を受けていれば保育園として上がる部分の人数を幼保連携型としての認定を受ける前に認定を受けておかなければいけないという規定はございません。幼保連携型という認定こども園ですが、今2歳児と話をしておりますが、2歳児というのはその年度に3歳になる園児です。その園児が3歳になったときに幼稚園に入ってくるという考え方ですが、そこは幼稚園によっては、定員の範囲内で受け入れられる幼稚園もあれば、定員を増員しなければ定員をオーバーしてしまう幼稚園もありますので、そこは幼稚園の現在の在籍園児の状況などを考慮してその後に定員増が必要ということであれば幼稚園で定員増をしますし、定員のなかで収まるということであればその範囲内で入園していただければいいことなので、現在の幼保連携型認定こども園のなかではそれぞれの幼稚園の現状に応じた形になります。

なとり幼稚園の場合につきましては、満3歳になって幼稚園に入る園児の受け入れ枠として今の人数では収まらないと判断されたので今回収容定員の増員申請をしているということです。現状としまして幼稚園は幼稚園、保育園は保育園の収容定員の範囲内で判断をする状況となっております。

それから吉岡委員から御質問がありました、満3歳児20人と年少児90人のところですが、満3歳児はあくまでも満3歳児ということであり。要するに年度中に3歳になったかたで他の幼稚園でも受け入れていると思うのですが、その枠です。認定こども園から上がって入ってこられる方というのは年少の組に入る方です。0歳児、1歳児、2歳児なので2歳児は現在18人いるので、その方が次の年度は年少組に入ってくるという考え方になります。満3歳児はあくまで幼稚園部分で満3歳になった段階で受け入れている方々のクラスとお考えください。あくまで2歳児修了までは保育園にいてその後3歳児の年度で幼稚園に移られるという考え方になります。それから新しい認定こども園の収容定員の考え方につきましては、まだ国の基準も固まっておられませんし、県でも審議をしていない状況ですので、ここではお答えできる状況ではありません。以上でございます。

(吉岡委員)

満3歳の考え方は了解しました。では、3歳で入って移行していくと考えたときに、30人という定員の考え方はどういうことでしょうか。保育園から移行するのは、上限で24人ではないですか。30人編成とするから30人分の枠が欲しいというようなことになるので

すか。先ほどいったように1クラスは幼保連携型で考えているのですか。再度回答をお願いしたいのですが、子育て支援課の30, 250という考え方は今の話で私は納得できないのですが、子育て支援課では30人と判断していますが。

(事務局)

子育て支援課のほうはあくまで、幼稚園が280人、保育園が60人でとっています。おそらく吉岡委員がおっしゃっているのは認定こども園の認定申請時の定員の考え方であると思うのですが、保育園としては60人、それから満3歳以上が、280人と見込んでおります。

(吉岡委員)

30人、250人の割り振りをしていませんでしたか。

(事務局)

それはあくまで幼稚園の部分についてです。

(吉岡委員)

認定こども園では、保育に欠ける園児数を按分するような形になるのではないのですか。

(事務局)

子育て支援課からいただいております認定こども園の認定申請書につきましては、幼稚園の収容定員の枠としては280人、保育所の収容定員としては60人というようになっております。保育園部分につきましては、満3歳未満の0歳児から2歳児までは60人という割り振りになっていまして、その内訳が0, 1歳児で30人、2歳児30人という考え方になっておりますので、先ほど申し上げましたとおり、30人がそのまま幼稚園のほうに移行する可能性がある人数となります。

(吉岡委員)

子育て支援課と私学文書課で認定こども園の幼保連携型の話などはなされているのですか。定員の問題だけではなく、別の問題も今後出てくると思うのですが。

(事務局)

現在の状況から申し上げますと、認定こども園を認定する際につきましては、私学文書課に資料が回ってきておりますので、合議という形で決済等をさせていただいております。それから新制度につきましては各課での相談状況ですが、こちらも各課担当同士で打ち合わせ等をしながら現在検討している状況でございます。

(吉岡委員)

今後定員については大事な要素になってくるのかなと思うのですが、話が見えてこないのは宮城県だけなのでしょうか。

(千葉課長)

子育て支援課と打ち合わせしているなかで、現在宮城県内では1,000人を越える待機児童がおり、仙台市と仙台市以外で半々ということになります。認定こども園の関係で特に幼保連携型でございますが、法制度が変わりまして27年度からは、制度が少し変わりますが基本的に現在の幼保連携型は27年になってもそのまま幼保連携型としていくことになっております。子育て支援課のなかでも幼稚園の定員認可にあたって、現時点で私立幼稚園の認可と子育て支援制度を結びつけて、例えば、定員の抑制やあるいは増やすというようなお話は一切来ていない状況です。ですから、今現在県全体での子育て仙台市も含めまして、待機児童の問題もございますので、私立学校審議会並びに私学文書課ではこれまでの基準に則って、その時点での計画がどうかということ判断していく方針で望みたいと思っております。ただ、来年度からかわって県全体あるいは保健福祉部側との関係で何か進展があれば、改めて委員の皆様方には説明をしたいと考えております。

本審議会として、了承される。

(2) その他

4 その他

(佐藤委員)

来年の4月から美田園わかば幼稚園がスタートするということであくまでも仮設ということですが、名称変更するのですよね。閑上わかば幼稚園が美田園幼稚園になっていきます。名称変更届をみますと、変更の理由を書くところがあるのですが、どのように書いてあるのですか。

(事務局)

閑上わかば幼稚園につきましては、名称を変更したいと法人からお話は聞いておりますが、寄附行為変更などの手続きをまだ経ておらず申請書が上がってきていない状況です。法人に確認をしましたところ、美田園に仮設園舎をつくりますので、地域の方になじんでいただくように、美田園という名称に変更したいと伺っております。寄附行為を変更するための評議委員会を開催しなければいけないのですが、震災の影響で評議委員などが選任できていない状況でございまして、そちらすべて手続きが終わりましたら、県のほうに申請するように指導はしております。

(佐藤委員)

閑上に戻るのが前提であれば、閑上わかばのままでよかったのですが、美田園につくるということはそこに根付いてしまうのではないかと心配をする方もいるのですが。その辺は大丈夫ですか。

(事務局)

これは法人の話になるのですが、今現在の状況だけ簡単に説明します。災害関係の国の補助金が先日文部科学省それから財務省との協議が整いまして、おおよそ国庫補助の対象になるということで、額も内々に決定しております。これから仮設としてスタートするというような話は聞いておりますので、我々はそのとおりに進むのではないかと考えておりますが、なにぶんまだ仮設の園舎もできていない状況でして、仮設でないとなれば、当然補助金の関係も計画等に変更になりますのでその辺も踏まえて対応して参りたいと考えております。

以下、 余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

平成 年 月 日

氏名 _____ 印